

令和3年7月6日開催

第 30 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第30回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月6日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 三石庁舎 会議室

3. 出席委員 9 人 (欠席委員1名)

1	番	酒	井	薫	欠
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	敏	則
主 幹	神	谷	貴	史
主 査	石	丸	修	司
参事(兼務)	森	宗	厚	志

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和3年7月6日招集、第30回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>1番酒井委員から欠席の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>挨拶</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、2番山野委員、3番中村委員にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>5番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題とします。報告第1号1番の議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>なければ、報告第1号1番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>9番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。議案第1号1番について事務局説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、経営移譲で使用貸借していた農地の贈与を受け経営の効率化を図るものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。なお、贈与は相続時の精算課税制度を使うそうです。以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可することに異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、現住宅の老朽化等に伴い、後継者用の農家住宅を新築するべく申請が出されております。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われれます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
3番・4番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、利用権設定が4件です。議案書をもとに説明します。 【議案第3号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、経営規模拡大のため農地を借り受けたるものです。 なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

【議案第3号2番を議案書をもとに説明】

順位2番は、利用権設定の更新です。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 ありません。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

【議案第3号3番を議案書をもとに説明】

順位3番は、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 ありません。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位4番について、議案書をもとに説明します。

【議案第3号4番を議案書をもとに説明】

順位4番は、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 ありません。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長	賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に議案第4号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について、議題とします。 事務局より議案第4号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については、除外が1件です。議案書をもとに説明します。
	【議案第4号1番を議案書をもとに説明】
議長	順位1番は、先ほど議案第2号の農地法第5条で転用があがっています農家住宅の新築でございます。既存の住宅の老朽化のため新築するもので、計画地は放牧地に隣接していて、営農管理上、最適地であると判断し選定したものです。 以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3・4番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第30回総会を閉会いたします。
	<p>(終了時刻 午前10時30分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和3年7月6日(議事録調整日 令和3年7月19日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p>